

平成27年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成28年3月16日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時45分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 三橋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

カリキュラムセンター室長 榎原

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋

カリキュラムセンター指導主事 伊藤

中学校給食推進室担当課長 北村

健康教育課長 鈴木

健康教育課担当課長 邊見

指導課長 渡辺

指導課指導主事 木下

指導課係長 久保

教職員課長 小田桐

教職員課担当課長 片桐

生涯学習推進課長 池之上

生涯学習推進課課長補佐 末木

こども本部青少年育成課課長補佐 堀

書記 今村

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時10分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

1月および2月の定例会・臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 4名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

議案第70号 人事については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と中本委員にお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第8号（教科書採択地区についての請願）の報告について

【峪委員長】

それでは報告事項に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第8号（教科書採択地区についての請願）の報告について」の説明を、庶務課長お願いします。

【庶務課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

－請願第8号読み上げ－

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。なお、請願者に確認しましたところ、意見陳述は希望されないとのことでした。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第8号の取り扱いにつきましては、今後審議していくということとよろしいでしょうか。

(委員 了承)

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 川崎市立中学校学習状況調査報告について

【峪委員長】

カリキュラムセンター室長 お願いいたします。

【カリキュラムセンター室長】

今年度、11月10日に実施いたしました川崎市立中学校学習状況調査の概要について御報告いたします。

川崎市立中学校学習状況調査につきましては、学習指導要領の改訂等にあわせて、これまでも出題する問題の内容等の改善に努めてまいりましたが、本年度より新しい「かわさき教育プラン」が実施されていることにともない、実施の目的や出題の仕方等についての見直しを行いました。

本日は、今年度から変更した点を中心に、「資料1」に沿って、説明をしてまいります。なお、設問ごとの詳細な分析につきましては、お手元に中学校の報告書を配付させていただいておりますので、後ほどごらんください。

資料1 1ページ、2ページをお開き下さい。これまでの調査の目的と今年度のものでございます。比較してごらんください。今年度より、調査の目的に、各教科について「基礎的・基本的な知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」が、いかに生徒に身に付いているかについて調査する、ということを示し、目的をより明確化いたしました。

3、4ページの26年度と27年度の解答用紙をごらんください。調査の目的の変更に伴い、調査問題を「知識・技能」と「思考・判断・表現」に分けて問題を作成し、生徒がどちらの問題であるか分かるように解答用紙を変更いたしました。27年度の解答用紙では、「思考・判断・表現」に関する問題は、問題番号に網掛けで示しております。

また、集計の仕方についてでございますが、それぞれの解答用紙の、一番右下をごらんください。26年度は、満点を50点満点とし、「得点の合計」を示してまいりましたが、27年度は、「知識・技能」と「思考・判断・表現」の「正答数の合計」を示すことにいたしました。

次に、記述式の採点の方法についてでございますが、26年度の方では問10②、27年度の方は問8②をごらんください。このように、記述式の採点は、これまでは、得点を記入していましたが、27年度は、正答基準により、A、B、Cのような解答類型を設けて、その類型にしたがってA、B、Cに○を付けるようにいたしました。

5、6ページをお開きください。2年生に返却する個人票でございます。5ページが26年度のもの、6ページが今年度のものでございます。比較してごらんください。27年度の方の中央あたりの太枠にございますが、「知識・技能」と「思考・判断・表現」の欄を設定し、どちらの問題であるか分かるようにいたしました。また、右上に、平均正答率による分析として、「知識・技能」と「思考・判断・表現」について示すことといたしました。

7、8ページをお開きください。こちらは報告書に載せている各教科の小問別問題の内容と結果正答率でございますが、報告書では56ページになります。

資料1の8ページにお戻りください。今年度からは、太枠にございますように「知識・技能」と「思考・判断・表現」の欄を設けて、どちらの問題であるかを示しました。また、設問ごとの結果正答率の下に「知識・技能」と「思考・判断・表現」のそれぞれの市全体の平均正答率を示しました。

9ページをごらんください。こちらは、今年度より新たに取組を始めました1、3年生が自分の学習状況を振り返るための自己分析カードでございます。「知識・技能」と「思考・判断・表現」の各設問の正誤とそれぞれの正答数を記入することで、自分の学習状況を把握できるようにいたしました。また、左下の部分になりますが、自己分析の欄も設けて、自分の課題について振り返ることができるようにいたしました。

10ページをごらんください。25年度から27年度の各教科の市全体の平均正答率の一覧でございます。27年度については、「知識・技能」「思考・判断・表現」それぞれの平均正答率もお示しました。次に、知識や技能の定着を見る問題から、思考力・判断力・表現力等を見る問題へと、出題の仕方を変えた問題について、各教科、前年度までのものと今年度のものを1問ずつ取り上げて御説明いたします。また、各問の正答率等もお示しておりますので御参考にしていただければと存じます。

11ページの国語をごらんください。26年度は、文学的な文章について、文章中から「はる香の表情がわかる表現」を探し、文章中の言葉をそのまま書き抜き、解答する問題を出題いたしました。27年度は、文章を読み、「そんなこと」が指し示す内容を文章中の言葉を用いて、自分で考えて文を作って解答する問題を出題いたしました。

12ページをごらんください。社会につきましては、世界の諸地域の貿易に関する問題について、26年度は南アメリカ州の貿易について、グラフ等の資料を読み取り、そこからわかる事実に基づいて正しい選択肢を選ぶ問題を出題いたしました。27年度は思考力・判断力・表現力等をみるために、グラフからオーストラリアの貿易相手国の変化を読み取り、そこからわかる事実と既習事項を関連付けて考え判断し、正しい選択肢を選ぶ問題を出題いたしました。

13ページをごらんください。数学では、多角形の角の性質の問題について、26年度は正五角形の性質を使って、指示された角の大きさを求める問題を出題いたしました。27年度は、思考力・判断力・表現力等をみるために、五角形の内角の和が 540° である理由について、アの方法をもとに、イの方法について、式を読み、図と言言葉を使って説明する問題として出題いたしました。

14ページをごらんください。理科では、唾液のはたらきを調べる実験に関する問題について、26年度は、適切な40℃で実験を行い、唾液のはたらきについて正しい選択肢を選ぶ問題を出題いたしました。27年度は、思考力・判断力・表現力等をみるために、不適切な80℃で実験を行い、考察を基に実験失敗の原因を判断し、その操作の改善方法を記述する問題として出題いたしました。

15ページをごらんください。英語では、英作文の問題について、25年度までは、スピーチ場面の英文の中で、内容に応じた重要な文法事項や慣用表現を書く部分英作文を出題していましたが、26年度より、思考力・判断力・表現力等をみるために、自由英作文を出題しております。27年度は、「自分の好きなこと」を題材に、スピーチの場面を設定し、実際に自分が伝えたいことを英語で表現する問題を出題いたしました。

各教科の問題の作成につきましては、今後も問題の質を高めるよう、研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、生徒の意識について説明させていただきます。

16ページから18ページをごらんください。こちらは、生活や学習についてのアンケートから各教科の「好感度」「理解度」「有用感」について3年間を示したものでございます。

学習に対する「好感度」「理解度」「有用感」につきましては、3年間の状況を見ますと、全体としては、肯定的な回答が増加してきていると捉えております。特に、社会の「好感度」「理解度」を26年度と比較いたしますと、5ポイント以上高くなっております。教育課程研究会等で、課題を設定し解決する単元の構成や、生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫等、授業改善を促す取組を進めてきた成果であると考えております。国語につきましては、「理解度」「有用感」に肯定的な回答をした生徒の割合は、他教科と比べ、80%以上と高い結果ではありますが、26年度と比較すると、やや下がっております。今後も、研究会と連携を図り、グループで意見交流する活動等により生徒が主体的に学習に取り組むことができるような授業改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活に関する意識等についてでございます。

19ページをごらんください。今年度新たに追加した質問項目の、「家庭生活の実態」「自尊意識・将来に関する意識」などについてでございます。

「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」という質問に対して、「きちんと守っている」「だいたい守っている」と回答した生徒は、6割を超えていますが、1日当たりの携帯電話やスマートフォンの使用時間を尋ねる質問につきましては、「4時間以上使用している」と回答した生徒がおよそ1割、「3時間以上4時間より少ない」と合わせると、およそ2割の生徒が3時間以上使用しており、家庭生活における携帯電話等の使用状況が明らかになりました。

20ページをごらんください。「自尊意識・将来に関する意識」の質問に対して、「自分にはよいところがありますか」「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦しますか」「将来の夢や希望を持っていますか」の質問に対して、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した生徒は、いずれも6割を超える結果が出ております。昨年度追加した「あなたは、自分の住んでいる町が好きですか」「友達と協力しながら、活動したり勉強したりすることは好きですか」の質問につきましては、「あてはまる」と回答した生徒がそれぞれ、10.2、9.0ポイント高くなっております。自分の町を愛する気持ちや他者と協力することにつきましては、かわさき教育プラン

においても大切にしているところでもあります。

今後も、教科の調査では良問の作成や回答状況の把握と分析、生活や学習についてのアンケートでは、経年での変化を丁寧に分析することなどに努め、各学校が調査の結果を活用し、指導方法の改善等に役立てられるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。これについて、御質問、御意見等ありますか。

【吉崎委員】

よろしいですか。まず全体的に言いますと、知識理解と思考力・判断力・表現力に分けた、要するにAとBですね、これはいいと思います。そのほうが、全国との比較もできますので。B問題も結構いろいろ見てみますと、工夫されているのがある。この点はよかったですと思います。

一つ取り上げますと、数学の1年生なのですけども。予想外にちょっと悪いなと思ったのは、思考力・判断力・表現力には入るのですけども、大きな3という問題です。正の数・負の数の、この報告書でいうと53ページですけど、結果。1、2、3、これが1が53パーセントしかいかなかったことによって、3が31%しかいかなかったのですけれども。それはあるのですけれども。

この問題を見ていますと、さほど難しいという問題ではないのです、実は。なんでこんなに悪いのかというのが、私は逆にびっくりして。つまりこの問題集でいくと後ろにずっといきますと、どこにあるかという数学の最初ですから209ページに問題があるのですけども。比較的易しくて、具体的にどの年度と比べるという、書いてない年度と比べての基準。それを書いてないのが基準値ということになっているのですけども。

これでちゃんともうマイナスはつくなり、プラスは多いですよと書いてあるのです、当然。だから当然ながら小学校でもずっと数直線でやって、あれとの差があったから、だから結局マイナスの場合は少ないわけですから基準点のほうが多いということはわかっているわけですよ、例えば平成21年は。そしたら、それは足せばいいことで、そんなのは小学校でやってきたことですよ、数直線で。それが50ちょっとしかいないってないでしょう。だからこれ言葉になるとこんなにできないのかなというのが、逆にびっくりしまして。

この3番がそうするとその結果もありますので、平均は仮にこれが多分14だと思っておりますけど、プラス。5年間の平均が。だから14だけを、ごめんなさいマイナス14ですか。プラス14か。ごめんなさい、マイナス14ですかね。ですから、それだけ引けばいいのですけれども、基準値から。なんで、これがこんなにできなかったのかなというのが、ちょっとびっくりしたのですけれども。ちょっとこの理由が書いてあるのですけど、なんかもう一つ納得できないのです。結果のところの理由が書いてありますよね、この分析の。

その結果を見ますと、こんなことが原因にひっかかっていたのかなというのが、よくちょっとぴんとこないのですが。何かここで考えられることありましたか。ちょっと僕、この結果ひっかかったのです、このところは。なんか議論ありましたでしょうか、この点。

【カリキュラムセンター室長】

トンという単位で読み取れないということが、まず一つあるのかなという感じはするのですが。数が大きいので引いてしまったというのがあるのかな、みたいなどころがあるのですが。

【吉崎委員】

なんかマイナスがついたら引けばいいというのは頭にある子がいて、それで引いちゃって。逆に基準値のほうが多いのだというので足さなくちゃいけないのを、記号で単純に考えている子がいるのかなという気がしたので。それでも53って悪過ぎますよね。そんな難しいことじゃないですよ。実に、もしかして小学生のほうができちゃうような問題かもしれない。

【カリキュラムセンター室長】

・ ・とかでもう少し小さい数だと、もう少しよくなると思うのです。

【吉崎委員】

数の問題なのだろうか。

【カリキュラムセンター室長】

だけではないと思うのですが。

【吉崎委員】

この辺のなんか未知数があった場合に、すごく読み取れないというか。現実の生活ともつながっている話ですよ。私、これ見たとき、本当は理科とか社会科でも同じようなことがあるわけです。気温差の変化とか、温暖化で二酸化炭素が減ってきているとか。そういうところで例年、何年に比べてどういう目標を日本は置くかとか、社会科でやるでしょう、今まさに温暖化の問題とか。そうすると、そういうときにもきちんと押さえてくださると、これ数学だけじゃなくてそういうときに押さえてくださると、よくわかるのかなと。だから、なんかこう数学だけでこれやると、なんかこう、なんか間違いもあるのだけど。いろんなところで使っていただけると、実はこれ大したことの問題ではないので。もうちょっとこれは7割、8割いってほしいなど。少し根本的に、なんか考える必要があるのかなということはしたんですけど。

【カリキュラムセンター指導主事】

あと、生徒の中に、やはり平均の捉え方がなかなか定着できてないということがございまして。

【吉崎委員】

3番の3ですね。

【カリキュラムセンター指導主事】

はい。平均というと、どうしても足して割るといような。五つあるから5で割るといのは、どうしても基準等はそっちのほうに目が向いていかないという子どもも結構いるのじゃないのかなという。原因として考えております。

【吉崎委員】

その辺は少し徹底してやっていただいて、その基本的なものを。

もう1点だけですけども。この今の説明でも、子どもの生活のほうなのですが。今のお話だと、結構いい傾向になっているのじゃないかみたいな話がありまして。報告書でいうと、報告書つきょうの最後の20ページのところですけども。自尊感情と将来に対する、よいところがあると思うということと、失敗を恐れなくて挑戦しているということと、将来の夢や希望を持っている、これクロスをしてないので重ねては見られないですけども。私の予想だと、これほとんど同じ子が同じぐらいつけているのじゃないかなという気がしているのです。

つまり、よいところがあると思ってない子は、やっぱり希望を持ってないのじゃないかなと、どちらかといえば。クロスしてみないとわからないですけど、かなり傾向強いんじゃないかなと思っっているのです。そうすると、よい方向見れば65%ぐらいいるのですけれども、逆に言うと三十数パーセントは固定的に、なんか非常に自分に対して自信がないとか、挑戦しないとか、将来の夢を持ちにくいとかいう子があって。ちょっと二極化しているのかなって気がしているのですけども。この辺のところというのは、クロス分析はしてないのでわからないかと思いますが、なんかこう感じることはありませんか。僕はちょっとネガティブのほうに気がなったのですけど。

【カリキュラムセンター室長】

今、吉崎委員がおっしゃるように、そういう部分があると思うので。もしかしたら分析は可能だと思いますので、調べてみたいかなと思います。

【吉崎委員】

だから夢や希望を持ちにくいと、うちにとって今、大事な生き方なり方、あれやっていくわけでしょう。そういうときに自尊感情とつながるといふことがあるとなると、そこをつながり考えないと夢を持つと言っても、その自尊感情がないのに夢を持つというのは、ちょっと無理なのかもしれないとか。逆に夢を持たせると自尊感情も上がるのか、そういうこともあるかもしれないし。よくわからないのですが、その辺のところはなんか今後、意味のある結果じゃないかなと私は思っまして。再度言いますが、これ逆の面から見る必要があるかなと、マイナスの面、気がしたのですけども。以上です。

【峪委員長】

ほかにありますか。

【高橋委員】

ちょっと重なる部分もあるかもしれませんが。まず、今御説明いただいた4ページのあたりです。分析の仕方をA、B、Cに回答の類型をつくられたと。このあたりは、より分析をしていこうということで課題解説をしていこうという改善は、すごくよかったかなというふうに思います。

ちょっと伺いたいところが何点かあるのですけど。比較的、私は効果というアンケート調査のほうを見てきています。まず学習面に関してなのですが、今、説明があつた基礎的な力というのと、思考力・判断力・表現力、なんだということにかえましたという御説明があつたの前提なのですけど。例えば、今、説明があつた中にも既習の学習を生かしてという部分と思考力・判断

力、例えば表現力をつけていくというのは、非常にその、そもそもの授業の中で非常に何ていうの、どのように授業をやっているかとかですね、そういった体験を思考力・判断力・表現力をつけるために、どういう場面設定をしているのかって大事なんじゃないかなって思っているの。

それを前提に聞きますと、既習以外に、例えばこの分厚いほうの119ページなんかの(3)の数学の問題です。細かいのですが、問題が解けたとき別の解き方を考えようとしていますかと。解けたのに別のと、非常に低いわけですけど。こういうのっていうのは、そもそもこういう学習面の基礎というのと、思考力・判断力・表現力をつけていくということに。これを聞くということは、ある程度やっているから聞かれるのだと思うのですが。この辺というのは、どういうふうに授業の中で、まず学習面でやられているのか。まず先に伺った後、ちょっと生活面のほう聞きたいと思います。

【カリキュラムセンター指導主事】

数学の場合、最初に問題を解いた、解ければいいというわけではなくて、やはりよりよい問題の解き方というのがあると思うのです。そのときに、何がよくて何が早いかって、やっぱり生徒一人それぞれで違うと思うのです。そこで、やはり友達の見解とか、いろんなやり方を聞いて、最後にはもっと自分が最初は全部書き出していたのが文字で考えられるようになったとかって、そういうようなところで、やはり問題が1回解けても、正解が出ても、やはり数学の場合やっぱり仮定が大事なんじゃないのかなというところから、こういうようにしております。

【高橋委員】

そうするとちょっと続きでいくと、ここが非常にちょっと低めな回答になっているかなというのと。非常に、もしかしたらごっちゃになっちゃうかもしれないと、今、思ったのが、吉崎委員が御質問された、その平均のやり方なんかって、どっち側に、真ん中ぐらいいるのかもしれないね、基礎と表現力。この辺はどういう工夫をもって、そういう展開というか、に持っていかれているのかな。基礎と表現力、思考理解と判断力って難しいじゃないですか。基礎が絶対ないと、なかなか応用にいかないかと思うのですが。一方で、その平均がよくわからなくなっちゃっているという方がいて、一方でそこまでやらなきゃいけないとこの工夫というのは、どんな感じになっているのですか。

【カリキュラムセンター指導主事】

例えば、きょうの一つ例で出させていただいた問題なのですが、数学の問題なのですが、13ページの中の、実は両方、こういうふうに思考力・判断力の能力を見るために問題の出題の仕方を変更しましたよというふうに言ったのですが、やはり両方大事だと思うのです。

昨年これ出したときに、これ答え91度なのですが、見た目90度って答えた生徒が結構いたのです。だから、やはり答えを確認するという、何度なのだという、それを根拠を明らかにするということもすごく大事なことと同時に、やはり今回出題の形を変えたのは、同じぐらいいやっぱり考え方って大事ですね。実は、これもう一つやり方があるのです。それはちょっと載せてないのですが。いろんな考え方ができる問題ですので、やはり両方大事なのということ先生方にも、子どもたちにも考えてほしくて。どうしても今、思考力・判断力・表現力が協働だとか学び合いつてなってしまうと、どうしても仮定にばかり目が向いてしまっていて、

ともすると答えがおろそかになってしまうということも危惧されますので。やはり両方大事ななというふうに考えています。

【高橋委員】

それを受けて、非常にそのバランスというかやっぱり皆さんとも一緒にとか、その視察をしながらも含めて非常に個々の、当然のことながらお子さんの力というのは幅が広いわけで。より幅広い習熟度というのが必要なときに、その何ていうのですか、先生方がやっぱり関わり方というのが、もしそういう目立てを立てた何ていうの、考え方というのが非常に大事になってくるのかなということをおもうので。その辺は、ぜひバックアップも含めて、こういう今、結果的にはこういうのも出てますのでお願いしたいと思います。丁寧という。

じゃあ、ちょっと生活のほうにいきたいと思いますが。ちょっと太いほうを、この大きいほうを見てきたので、こっちのページで基本やらせていただきたいと思います。

まず109ページです。先ほど何個かあるのですが、109ページ(3)理由【問4】というところの分析もあります。将来の仕事に、この答えに対して役に立つからというのと、受験に役に立つからという回答が同じぐらいだねというあたりなんかと。ちょっと後半に、ここらあたりはキャリア在り方生き方教育が、例えば数字は少ないのだけど生活するのに役に立つからというのって、もしかしたら将来の役に立つからという感覚を持っているかもしれないかなとも思うので。ここはぜひこの回答を、よりキャリア在り方生き方教育の推進を頑張っていたいただきたいなとお願いというか、よりお願いしますと。

この同じページで、今度は(4)なのですが。これ結構、授業の中でわからないことがあったときの相談相手という御質問で。結構、先生に聞くというのが少ないのだなと、これ例年どおりなのですが。より場合によっては減っていると。すごくこれは、私は気になっています。どう分析しているか聞きたいです。

もう一つ、そのままにしておくという子がいますと、約30%。これは毎回このあたりで分母が九千何百人いると、1学年だと物すごい数になるわけですよ。このあたりもどう分析して、どのように今後やっていきたいかというのは、ちょっと(4)に関しては伺いたいです。これに関してはちょっとページが飛ぶのですが、この4に塾や家庭教師の先生に尋ねるというのも、お友達が多いのですが、まなびやとかあるかもしれないですけど。これも結構、先生より多いと。学習塾に通っているというページが、112ページに通塾というのを(3)で聞いているのです。だんだん、年々パーセント上がっていて、65%ですねと。ただ通ってないという子が、ここに33.7%いるのです。どういうふうに連動しているかとかはこれではわかりませんが、ちょっといろんな見方ができると思うのですが。先生になかなか聞く時間がなくなっちゃって、例えば一つの、一方の見方で通ってなかった場合に、そのままにしておくとのあたりなのかなというのがすごく、仮に聞く相手がなくなると、そういう補完の場所がなかったら、やっぱりなかなかわからなくなっちゃったり。学習がこの後段に楽しくないとか、そういう質問があるわけですが、続いているわけですよ。ここを、まず4ページのあたりどう分析されているか、この課題に対してどうするか聞きたいです。

【カリキュラムセンター室長】

そのままにしておくというのは、やっぱり一番我々にとって一番不安なことなので。これに対

してはいろいろ対応を、やっぱりしていく必要があるのかなというふうに思うのです。それと本当に微々たるものですが、少しずつ減ってきているという、本当にこれは減っていると言っているかどうか分からないですが。これについてはやっぱり、そのままにしておくということについては、やっぱり教員が何らかの対応をしていかなければいけないというふうに考えています。

このわからないところを友達に聞くか、先生に聞くかというのは、中学生になるとなかなか友達同士とかで話し合ったほうがうまくいく場合も多いので。特に先生の側もみんなに聞かれると、多分全部対応できないという感じもあるので。あと、最近学び合いなんて言葉もあるのですが、授業の中でグループを組んでみんなで行っていきましょうみたいなものもあるので、そういった中で、何らかの形でわかっていたらというふうに思います。

あと塾と先生のは、分析でも分からないですけど。塾の場合、これ割と少人数で行っている場合、聞きやすい環境にあるように思うのです。学校がやっぱり40人で先生一人というのでは、ほかの何ていうか、塾だと割と同じようなグループで塾に行っているかもしれないですが、学校はいろんな子どもたちがいるので。その中で先生、私、わからないというのはちょっと言いにくい部分もあるのかなというのがあって。やっぱり先生に尋ねるとするのは、塾に比べると低くなるというような感じで思うのですが。

【峪委員長】

この先生のことなのだけれども、その場で先生というのと、後で先生というのは、なんでこれを分けているの。それも、その場でと、後でと合わせたら。

【カリキュラムセンター室長】

そうですね。

【濱谷委員】

すごい数だよ。

【峪委員長】

ものすごい数になるので。

【カリキュラムセンター室長】

同じ人なのかとか、また別かとね。

【峪委員長】

随分、川崎の先生信用されているな。

【吉崎委員】

分けないほうがいいかもしれない。

【峪委員長】

なんで分けたの。

【濱谷委員】

その合計とはちょっと違うかもわからないけど。でも、先生に聞く子は結構多いのかもね。授業中にその場でわからないことをぱっと聞けるか。

【峪委員長】

その場と後でと。どっちも先生に聞くのでしょうか。

【濱谷委員】

そう。

【カリキュラムセンター指導主事】

授業終わってから、そういうことを確保しているかというのは、どこまでなのか。ちょっとまた検討していきます。

【峪委員長】

場じゃない、相談相手を聞いているのです。

【高橋委員】

心配したのは、やっぱりさっきの習熟度というところで、例えばこれ出るとき、大体毎回同じようなこと言うのですけど。例えばここには出てないけど、不登校の子がいますねと。学習がわからなくなっちゃったというようなきっかけもある子もいると思うのです。居場所という部分もあると思うのですけど。

じゃあこれちょっと（４）なんか複数回答だから、同じ子が何個もやっているかもしれないのでわかりにくいところもあるのですけれど。一番やっぱり心配しているのは、例えばいろいろな事情で公の学校だけに行っている子というのは、明らかにいるということがわかっていると。そういうときに、じゃあ学習がわからなくなっちゃったという子は、誰にお勉強というか、わからなくなっちゃったと言いやすい環境にあるのかな。もしかしたら、この後段に学習が楽しいって、わかたら楽しい、それで理解が深まることが後に集計で続いているアンケートとられているわけですが。その子たちが、やっぱり楽しいというふうになるような取組というか、が、やっぱりいつも意識しておかないといけないのじゃないかと。

不登校だって、こことはちょっとリンクがわからないけれど、現在1,000人以上いるわけです。そうすると、その中でももしかしたら多くが、わからなくなっちゃったということかもしれないし。そういうそのあたりを、せっかくこうやってとっているのであれば、連動している話だと思うので。この学校にすごく、だけというかお勉強が、そういう場が、もしかしたら唯一だという子もいると思うので。そういう環境づくりというのは、ぜひ。

そこは一番これを見て私は課題があるかなというふうな改善というか、やっていただきたいと。場合によっては先生もすごく忙しいので、すごく教えていただくその中身が、学習指導要領を含めて限られた期間、限られた時間でやっていくという中には、もしかしたら時間的な時程も非常にかつかつだし、そういう面も、もし影響しているかもしれないから。そういう丁寧な、このよ

うなすごく気になるということです、そういったところももし影響しているなら、どうにか改善もしなきゃいけないんじゃないかというのも思いますので。この4番はそういったところへも、後段の学習が楽しいというところにもつながってみて、解決をしていただきたいなというふうに思います。

【濱谷委員】

今のことでいいですか。この表を見ると、友達に尋ねる76.7%の子が丸している。そして、そのままにしておくという子が29.5いるということは、誰かには尋ねている子が8割近くいるということですよ。8割近くの子は友達に尋ねるに丸はしていながら、そのままにしておくこともあるから、ここも丸したということですよ、絶対に。幾つかつけていいよと言っているわけだから。ほとんどの子が50%ぐらいであれば、そのままにしておく子は本当に全部そのままかなと思うけど、片やこっちが70幾つあるということは、これ絶対に聞いている子が8割ぐらいいるということですよ。

【高橋委員】

ちょっとそれが、これだとちょっと読み取れないです。極端な言い方したら、反対側の子が言っている感じでないということにも。そんなことはない、100%そうだとはいえ切れないのだけど。複数回答だからちょっとわからないので。

【濱谷委員】

複数回答であっても、1個の答えに70何%の子が丸をしているということはね。

【教育長】

それはやっぱりマックスで見るといいですよ。

【濱谷委員】

その後、残りの子はそのままということあるけど、間ぐらいの子は、両方つけているということですね。

【高橋委員】

まあ、両方もいると思います。

【濱谷委員】

そのままのみという人は、いないということだね。

【峪委員長】

友達に聞くとかだけじゃなく、ほかにも聞いているのだから。

【濱谷委員】

だからどっちにも丸しているけど、それにしても友達というのの一つのは70幾つあるという

ことは、絶対にこの残りがそのままに入るけど。何人かは両方つけているということですよ。

【教育長】

何にも聞かないで、そのままにしておくだけの子どもというのは、この割合よりもはるかに少ないなということが。

【濱谷委員】

少ないということだよ。20何%しか、ここの差しかないということですよ。

【高橋委員】

それぐらいだったら、それがあると、よりわかりやすい。趣旨はそこですということをお願いしたい。

最後、多分最後なのですけど、すみません。とりあえず最後という。ちょっと飛びまして、教科別の理解度のページ、ちょっとどこだったか。理解度パーセントってどこでしたっけ。

【カリキュラムセンター室長】

110ページ。

【高橋委員】

110ページ。パーセントが入ってたの、もっと前ですか。意外にも、ごめんなさい探し切れなくて。ありました、すみません。理解度、130ページです。129から130の間ですよ。

意外にもというか、ごめんなさい。これが結構、これだけ見ると、比較的否定的な答えの教科、教科横断でやるというのは前提だと思うのですが。英語が結構、全体的に低いのかなって。それが何言っているのか、ちょっとわからないので。見ると、比較的英語になんか自信がない方が多いのかなと見たものですから。これは何か分析されていることありますでしょうか。

【カリキュラムセンター指導主事】

英語に関しては、やはり子どもたち自身そうだと思うのですが、やはりなかなか自分がどの程度できるようになっているかということです。英単語のほうはある程度点数として見えやすいところですけども、実際に使えるようになっているかというところでは、子どもたちが自信を持っていないところではないかなと思うのです。授業の中では、やはりそういう発表場面とか対話を行う場面とかもふえてきてはいますけれども。実際にそれをじゃあ自分が外国人に対して使う場面とかそういったところを考えていくと、まだまだ機会も少ないので。やはりそういったところから、つまり子どもたちとしてはプラスに回答しにくいところがあるのじゃないかなというふうに考えております。

【高橋委員】

なんかそれを多分、この129、130あたりには、たまたまそういう結果になってはいるのですが。テストの分析でも、少しそれに似たような課題があるよというようなことを書かれていたと記憶をしております。授業改善に向けて、103ページ。なんかちょっと連動している

のかなという部分もあるし、動機づけという部分も含めて、ほかの教科も同じなのですが、ぜひ、より改善を図っていただけるといいなと。

【カリキュラムセンター指導主事】

毎年、質問項目にしている、外国人が道で困っているときにどうしますかというところには、今年に関しては81%です。

【峪委員長】

すごい高いですね。

【高橋委員】

そうなのですよ、あれ高いですからね。

【カリキュラムセンター指導主事】

というところからいうと、やっぱり子どもたちの意識の中では、できなくても何とか話そうという気持ちが高まってきているというのがあって。授業改善が進んでいるというような判断はできるのかなと。やはり子どもたちとしては、そういうふうにはやれる傾向を実際にちゃんと使えるのかなという。まだまだ自信が持てないということなのかなと思います。

【高橋委員】

そこが多分つながってくると、英語で話そうというのと、なんか日本語でも話しちゃうというのを入れると、随分何十パーセントもいるから。このあたりがつながってくると、よりおもしろいとなって、主体的になるのかなというのもあるので。ぜひ、エールを含めて、よりお願いいたします。すみません。以上です。

【吉崎委員】

1点だけいいですか。

この分析はひそかにやってほしいだけで、出せとっているのじゃないのです。どういうこと言っているかという、教育社会学者たちが言っている家庭の経済環境や文化環境によって階層性が生まれていると、非常に、新たな場合。それを聞くことはできないのだけど、一応の指標としては塾に行っているか行っていないかは、結構関係してそうに私は思うのです。そうすると、別に塾行ったからどうということじゃなくて、裏にある経済力差というか教育に対する関心の高低が出ていると思うので。それは聞くことができないから、一般に。

それと成績とか、それからここでいうと自尊心や将来に対する夢、これをクロスでとってみるとか。つまり川崎にはそういう階層の問題はないのか、出てきてしまっているのか、学校教育まで。そういうことは公表するのは非常に難しいし、やるべきじゃないのだけでも、データとしてとっておくと、いろんなとき考えていく参考になるかもしれないと私は思っているのです。だから出せと言っているのじゃないのだけど、何らかの形でなんかそういうことも考えておくと、いろんな経済政策的な面でも私は重要だと思っているのですけど。そういうことはやっていただけますか。公表しなくてもいいけど。

【カリキュラムセンター室長】

その年収と何とかっていう調査はできないですね。

【吉崎委員】

うん、できないから。だからある程度のものは出るじゃないですか、塾に行くか行かないって。65と35に分かれているでしょう。だから、それはある程度のものがあるでしょう。すごい苦しかったら塾行かせられないでしょう。ただ、ある程度の収入でも教育の関心が高けりゃ行かせることもあるでしょう。それがほかの理由もいろいろあるでしょう、友達が行くからということあるのだけど。おおよそのことがわかるじゃないですか。そうすると、そのことがやっぱり効いてきているのかどうかということは知ってたほうが。本来、公教育というのは、そういうものを乗り越えて、どういう家庭の子どもでもやる気があり、能力持って、ただそういう道をどんどん開かせるというのが日本の社会のよさだったわけでしょう。だからここに息苦しさがあるというのは、階層がまた階層を生むということを言っているわけでしょう。だからそういうことを社会学者たちはすごく言うわけです。けども、我々も何か知っておく必要があるのじゃないかなと思うのです、そういうことは。その点はどうでしょうか。

【カリキュラムセンター室長】

国のほうの調査は、そういう全国的なものは、そういった結果も少しデータとして出ているんです。

【吉崎委員】

そうですね、出てます。川崎の場合もあるのですかと。

【カリキュラムセンター室長】

今は、我々はやっていないですが。今ある調査を、先ほど申し上げたクロスのようなことはできるかもしれませんが。今のところ、まだちょっとやる予定はないというところですかね。

【吉崎委員】

これは微妙なものなので。だから、あまり僕は一概に言ってないのだけど。ただ、知っておくほうが、あるときの政策を考えていくとき大事だろうと私は思っているのです。それをただ、もうお任せですと、家庭の問題は家庭ですよというだけじゃないような気が私はしているものですから。いいです。今の問題ですから。

【教育長】

行政の政策に反映させる意味では、全国の学力学習状況調査のほうがいろんな内容を含んでますので活かしやすいと思うのですが。本市の学習状況調査の狙いというのは日々の授業の改善ですとか、子どもたち自身が自分の学習状況を振り返るといったあたりのほうが重きが置かれていますので。こちらにそれまでも押し込んでしまうと、全国の調査とのすみ分けといいましようか、質が同じになってしまうこともありますので。その辺もう少し、どちらにどういう意味合いを持

たせるかというところを慎重に検討してみたいと思います。

【吉崎委員】

はい、わかりました。

【峪委員長】

いいですか。それで今回の調査の目的、去年と違ってますよね。それには二つのことが書いてあって。一つは子どもたちの学力の定着度、AとBの定着。それに対して二つのことが載ってますよね。学習指導の改善に役立ってる、それからもう一つは、これまでになかった生徒みずからが学習状況を把握すると。これがいいですよ。今までそのことはやってなかったですね。

それで、まずその市との改善のほうなのですが、これは去年もあった。こちらのほうを見ても、こちらというのは分析のほう見ても、去年とほぼ変わらないかなと思います。思うには、例えば厚いほうのいきますと。どれでもいいのですが国語で見ますと、何ページでしたっけ。1年生でいくと13ページ、国語5のところ、国語は一番右側の欄が授業改善への手だてとなっているのです。その文を見ると、全部で1、2、3、3段落あって改善が三つ書いてあるかと思いきや、一番上は出題の傾向というか特徴を書いています。二番目は、正答率はどうとかという結果を概観しています。三番目に、どうやら手だてが書いてある。私に言わせると、上の二つは要らない。なぜなら、ここの欄は改善への手だてを書く欄なのだから出題傾向などを書くことはない。大事なのは、このテストの目標からすると指導の改善なので、それをたっぶり書いたほうが良いと思います。でも最後のまとめのところ、指導の改善に向けてというのがあって、そこにしっかりと書かれているので、これで十分ではあるとは思いますが。

そして今度は、ほかの教科のを見てみるとどうか。例えば社会、次の教科は33ページで、ここは考察となっているのです。考察では何々が一応できている、あるいはまた不十分とかいうようにしています。これはそのとおりなのですが、その横の応答率%を見ても、ほぼ同じというふうに解釈できますので。ここは考察を何に書くべきかという、しかも教科によってここの欄の設定の仕方が、片や指導改善欄といい、片や考察とっている。

3番目の数学へいくと、今度はまた改善への手だてと書いてます。それ53ページでいきますと、そこに1、2、3、4段落あって、それぞれに一番初めは何々する必要がある。必要があると言っているのです。改善の手だてに近いと思います。それからこれこれを理解させたい、大切である、必要があるというふうにして手だてに近いことがずっと書いてある。いうようにして、なんか教科によって不統一があるので、ここの書き分けがどうなのかな。しかし何度も言いますが、一様に最後に指導の欄のところにまとめはしっかりと書かれているということが言えると思います。

それでもう一つの、生徒の自分で自己評価をするところなのですが。まず先生が各教科で出しますよね、先生がというか、このテストが。そこには、なんか最後に5、6行文章が出てこないです。つまり先生の評価はあえて出さない。このテストがはじき出す評価は、特には出さないのですかね。

【カリキュラムセンター室長】

9ページのところですね。

【峪委員長】

これでいきますと、9ページ。

【カリキュラムセンター室長】

ここに先生のコメントのような、という感じですかね。

【峪委員長】

いえ、自己評価じゃなくて。

【カリキュラムセンター室長】

ではなくて。解答用紙の。

【峪委員長】

5ページ、6ページ、個人票。だから個人票のところでは、あなたはこういうところが非常によくできてますねと。こんなところはどうかというようなものは出さない、あえて。それは子どもに考えさせたい。自分で考える。

【カリキュラムセンター室長】

これを見て、自分で考えて。渡すときはぱっと配るわけではないので、渡しながら、話をしながら渡す形になっているので。その折に、頑張れみたいな話はしていています。

【峪委員長】

それは悪いところは一目瞭然で、ここが悪いね、ここ頑張ろうね、それなら誰でも言えるわね。どうするかというところかと思うのですが。いずれにしても何を言いたいかといいますと、9ページのような自己評価をするという場合の自己評価の力ってあると思うのです。まず、どういうふうに評価をするべきかということを読んでおくためにも、個票を出すときにある程度与えていくというか、そして自分で評価をするという。自己評価の力というのを、ここでやらなくてもふだんの学習の中でもあるかと思うのですが。そういう自己評価力というものがついてこそ、9ページがちゃんとできるのかなということを言いたい。以上です。

【カリキュラムセンター室長】

最初はここの分析部分を書き送りなのですが。今、委員がおっしゃられたような、統一感がないうのは事実でございますので。愚痴を言うと、合わせようと頑張りはしたのですが、ちょっとそろわなかった部分もあるので。より一層努力いたしまして。授業改善の手だてというところでどういものを書いていくのかということについては、やっぱり統一感を持たせていく必要はあると思いますので。来年度以降取り組んでいきたいと考えてますので。

【峪委員長】

しかしながら最後のほうには、よくわかるまとめができていますので、現場は非常に助かると思

います。

【教育長】

これ全体的には、今回、知識・技能等と思考・判断・表現という形で改善を図ったりして、そこは各教科理解はしてもらっているのですが。もともと中学校の場合、各教科部会の診断テストですか、歴史の中でそれぞれ独自によいものをつくろうという取組の中でこれがまとまっているものです。教科の特性といたたらなんでしょうけども、つくりやすさ、あらしやすさというものもあろうかとは思いますが。ですので全部同じ様式にそろえてしまうということが、教科が実際に対応できるかどうかということところです。その様式に対応しやすい教科もあるでしょうし、その様式だと難しいなという教科もあるでしょうから。そう思ったら、今までの伝統の中でどういふことをつくるのが、実際の指導に反映されるかということところが大事であって、どう書いてあるかということ以上にそこを大事にするべきじゃないかなというふうには思うんですけど。

【峪委員長】

書いてあるかということは、すなわち大事にするという意味なのだけ。

【教育長】

表のところおっしゃったけど、全部後ろのほうには分析で丁寧に、委員長もおわかりのように書いてありますので。そこをよく読んでもらえばよろしいかなというふうには思うんですけども。

あとは子どもの点ですが今回、今、申し上げた知識・技能・思考・判断・表現という形で、この自己分析評価もカードも見られるようになってますので。自分はどのような傾向があるのかなということに単なる点数だけではなくて、自分は知識と技能のところは比較的取れてるけど、思考・判断・表現のところは弱いなとかですね、その逆があるとか。自分への課題が見えていくと思いますし、どういうところに気をつけて自分を捉えていったらいいのかというあたりは、先ほどおっしゃったように子どもたちに視点をしっかり与えていくということが大事になるかと思えます。

【峪委員長】

思考・判断・表現のところ弱いなとするでしょう、だからどうすべきなのかという、そこが自己評価力だと思えます。これがいいけど、これが悪かったで終わっては評価にならない。それは見ればわかるのだから。

【高橋委員】

ちょっと、しつこくてすみません。今の峪委員長の話も踏まえると、ちょっと御確認しておきたいんですけど。教科横断の部分において、先ほど吉崎委員も数学の問題を例にマイナスのところかねというお話があったかと思うのですが。例えばその中でも御意見で、ほかの教科でもそういった取組とか、やったらいいよねというお話があったかと思うんですけど。恐らくやられていると思うのですが、これを受けてどんなふうには実際にはやられているのですか。たまたまフォーマットはフォーマットで違っているけれども、そういうのってどういうふうに横断させて、より一緒になって改善していくというのをやるのでしょうか。

【カリキュラムセンター室長】

このテスト自体も、いわゆる教科横断という形を今だけではつくってない、教科ごとにつくっているというのが実際のところですけども。

【高橋委員】

別に書類がそうじゃなくて、さっきの吉崎委員の御意見も、私も同感というところもあったもので。さっきのマイナスの計算がねというのをうちで出されましたよね。それが、例えばほかの教科でもそういった勉強ができたらいじゃないかと。そのとき、理科などだったかと思うんですけど。そういう横断は、こういうのを受けても、別に書類がなくても総評で課題というのを出して改善欄で横断させるかと思うのですが。

【カリキュラムセンター指導主事】

学校に、この学習状況調査をどのように活用してますかというのを、終わった後に調査をかけているのです。学校に、それまた各学校にこういうような取組もありますよと御紹介しているんですけども。その中で、やはり学年ごとに分析して学校全体で、もうちょっとこれについて話をするという学校さんもありますので。やっぱりそういった取組を全市に広めて紹介してという、皆さんでやっぱりこの結果を、やはり今おっしゃったように、これ国語と社会と数学と理科と英語だけの問題じゃないと思いますので。やはり学校全体で取り組む必要があるかなというふうに考えてます。

【高橋委員】

そういったフォローも、そのカリキュラムセンターのほうでも横断を、研究をさせていただいて、支えていくというふうにやっていかれているという理解でいいですか。

【吉崎委員】

その点でいうと、この社会で貿易出たでしょう、割合ですよ。4年生の割合って結構低かったのですね、これ見たら。そういう子は社会科の力がなくてできないのではなくて、割合のことがよくわからないので比較できないという子もいるのです。だから私は、やっぱり公教育である以上、丁寧に社会科の先生もこの表の読み方を一緒にきちっとして、それから何を読み取るかを考えると。だから言語活動だけでなく、数的能力も全ての教科の中で確認していかないと、実はそこですまづいている子もいるわけ。後は文章題なんか出ると、文章そのものが読めなくて、イメージできなくて解けない子もいるわけ。・・・式だったらできるのだけど。ここは国語の力でしょう。だからなんか、どういうことを丁寧にしてあげないと、本当の基礎のところではひっかかっているために全部全滅という子もいるのです。だからそういう丁寧さがないと、授業ってやっぱりだめだと思うのです。その基本になっているのは、やっぱり読み・書き・計算というか、国語・算数なのです。この辺のところは中学校も、だから僕は小中の連携が大事だと言っているんですけど。

つまづいているということを前提に考えて確認してあげないと、多分これ貿易問題も、社会科の先生、社会科だけ考えていると、違う可能性があるということなのです。だから多分同じこと

言っているのだと思うのです。

【高橋委員】

そう思う。全くもって。

【教育長】

学習の横断とか、その捉え方で。今、おっしゃっているのは例えば、どの教科でも国語の力が必要ですよという話であれば、それは横断とかそう思って言わなくても、やはり当然そうでなければいけないという話です。そうでなくて、意図的に教科横断的な学習課題を設定して、それを各教科で学んだことを総合的に力を発揮して問題解決していこうというような場面としては、今、総合的な学習の時間というのを設けられていますよね。だからやっぱりそういうところを教育課程上に位置づいている時間ですから、どういうふうに活用していくかという部分があるかと思うのです。ですから意図的にそういうふうな時間をつくるものと、日々の中で今、委員さんおっしゃったように、関連すると言いましょか、ほかの教科で学んだことをやはりもう一回押さえ直すようなこともあっていいのじゃないかなということ、少し次元の違う話だと思いますので。

総合的、横断的な学習をつくりましょうというのであれば、やはり総合的な学習な時間をどう活用していくべきかというカリキュラム全体の話になるだろうし。日々の学習の中で、どこに私たちが意識的に指導しましょかという話になれば、また違った話になるので。両面大事にしなきゃいけないとは思いますが、そこは整理しないといけないかと思うのです。

【高橋委員】

ぜひ、その・・・局長と吉崎委員がおっしゃって、きれいにまとめていただいたとおりで、両方やっぱり必要で、つまづいているところが実は違う場所なのかもしれないという、そういう横断という言い方じゃないのか、連携というのかあれですけど。ぜひ、両面で大切にしていってほしい改善というかやっていたらいいと思います。ありがとうございます。

【中本委員】

一ついいですか。

さまざまな面で年数で割ってみると、向上しているのがわかる報告書なので。本当に現場の先生方、もしくは研究会の皆さんが一生懸命やってらっしゃるのだなというのは見てとれます。一つ、この状況調査が学校に返って、また学校でこの調査を踏まえた話し合いがなされるというお話があったので、これどうしても言いたいなと思ってるのですけど。

教科ごとの理解度とかいうのは、研究会の中でそれぞれの教科の中でやって話があると思うのですけど。要するに学校の中でこれを活用するという意味では、先ほど出た横断的な学習ということも含めて、結果として自尊意識とか将来に関する意識等のこの結果というのは、やっぱり学校や学年やクラスの担任の働きかけが大きく左右すると思うのです。これ第2回の教育会議のときでも自尊感情が非常に川崎市上がってきているということで、すごくうれしくて意見しましたが。なかなか形に見えない個々の教員の心がけが、こういったものを引き上げていっているのだと思うのです。

中でも僕がとても気になるところは、自分のまちが好きというこの問いかけに、本来地域との

関係が希薄になりつつある時代の中で、やっぱり当てはまらないというのがどんどんふえていくべき中で、当てはまると言っている子が10ポイント以上も上がっているのです。こういうのは具体的にどんな取組があったのかというのはよくわからないのですが、これ多分小学校からの横断的なかわり合いだとか、それから社会や理科やさまざまな教科で地域を使ったという活用の仕方だとか、もしくは先生自体が川崎に対してどういう関心を持って子どもたちと接したとか。なんかそういうことは学校単位、学年単位、本当現場の先生方で、なんでこれよくなったんだろうねというのは議論していただきたい。

先生のモチベーションを上げていただくことが、本来公立小学校として一番大切な、地域とどうかかわるかということの意味でいうならば、なんでこれうまくいったのだというのを。これは変な話、家庭の格差とかいうこと関係なく、学校の取組というのは非常にダイレクトに反映される数字なので。教育プランでもこれは今回、最も力を入れているところでもあるのですが。ぜひ学校でこれをテーマに、なぜよくなったというところを話をしていただきたいと思います。

【教育長】

ぜひ、おっしゃったことを大事にしていきたいと思います。私自身、これが当てはまるがふえたのがどういう要素なのかなというの、大変興味深くは思うのです。特にこの1年間でキャリア在り方生き方教育の推進を掲げながら説明もしてきましたし。その中の一つの視点に、「私たちのまち、かわさき」というのがあるのですが。本市全体ではシビックプライドの醸成ということを掲げていますが、もう一度私たちの、この川崎市であるとか地域に目を向けましょう、そこ大事にしましょうということは力を入れてきましたし。その一つの象徴となるのが、川崎市歌が全ての学校でかなりの子どもが歌えるようになったというところがありますし。一つのあらわれではありますけども。もう一度、自分たちのまち、この市を見直そうということが先生方の中で根づいていっているのであれば大変ありがたいなというふうに思っています。

【峪委員長】

はい。相当時間を使わせていただきました。中本委員の最後を締めくくるのにふさわしい壮大なる郷土愛を大事にするという、それが達成されている評価がされました。

それでは、この件につきまして、承認でよろしいですか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは報告事項 No.2については承認といたします。

どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

報告事項 No.3 川崎市立西中原中学校夜間学級要綱の改正について

【峪委員長】

次に、「報告事項 No.3 川崎市立西中原中学校夜間学級要綱の改正について」の説明を、カリキュラムセンター室長お願いします。

【カリキュラムセンター室長】

川崎市立西中原中学校 夜間学級要綱の改正につきまして、御説明させていただきます。

資料1をごらんください。こちらが、改正後の西中原中学校夜間学級要綱(案)でございます。

1枚おめくりください。改正の理由でございますが、「西中原中学校 夜間学級への入学について、既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった方の受入れを可能にするため」でございます。

資料2をごらんください。改正した点につきましては、こちらの新旧対照表で、御説明させていただきます。変更点は、3点でございます。

1点目は、「1 目的」でございますが、これまでは、改正前の欄の文言であったものを、改正後の欄にございますように、「中学校の就学義務年齢を超えた者で、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の相当の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、夜間に中学校教育を施すことで義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的とする」といたします。

2点目は「4 入学の許可」についてでございます。現在は、改正前の欄の3点でございますが、(2)「中学校就学義務年齢を超えた者で、義務教育未修了者」という条件を、改正後の欄にございますように、「(2) 中学校就学義務年齢を超えた者」「(3) 中学校を卒業していない者、または既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった者」といたします。

3点目は、「附則」についてでございますが、改正後の欄にございますように、「この要綱は、平成28年4月1日から施行する」を追加いたします。

それでは、資料3をごらんください。こちらは、7月に文部科学省から示された、夜間学級への再入学についての通知でございます。

夜間学級に入学を希望する既卒者への対応につきまして、2枚目の「記1」をごらんください。ここには、入学希望既卒者があった場合は、就学状況について本人及び、卒業した中学校の設置者等に確認した上、総合的に検討し、夜間中学の収容能力に応じて積極的に入学を認めることが望ましいことが示されております。さらに、その下の枠内には、既卒者が入学を希望する理由といたしまして、不登校等により中学校の課程の大部分を欠席していた等の事情により、実質的に義務教育を受けられなかったことが示されております。

一方、本市の西中原中学校 夜間学級の入学に関する問い合わせの状況でございますが、「入学条件に既卒者も認めてほしい」という市民からの申し入れや問い合わせ等が、本年度も複数ございました。また、近隣の東京都、あるいは市川市、横浜市では、平成28年度からの受入れに向けて、入学条件に既卒者の再入学を認めた要綱の改正が、行われている状況でございます。

続いて資料を2枚おめくりいただき、『入学希望既卒者』の夜間中学への入学許可フロー(参考)をごらんください。こちらは、夜間中学への受入れに当たって、想定される基本的な手順を、文部科学省が参考資料として作成したものでございます。フロー図左側の①、③をごらんください。はじめに、入学希望既卒者があった場合は、事前相談により、就学履歴の聴き取りを行います。次に、右側の④から⑦にございますように、希望者が卒業した中学校を所轄する教育委員会等に、可能な限り当時の就学状況等を照会し、受入れについて検討してまいります。さらに、②

にございますように、西中原中学校 夜間学級の収容能力を確認した上で、中学校と教育委員会が連携しながら、個々の事情に応じた対応を考えてまいります。

以上で、川崎市立西中原中学校 夜間学級要綱の改正についての御説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。何かありますか。

それでは報告事項 No. 3 について承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは報告事項 No. 3 については承認といたします。

報告事項 No. 4 中学校完全給食試行実施に関するアンケートの集計結果について

【峪委員長】

次に、「報告事項 No. 4 中学校完全給食試行実施に関するアンケートの集計結果について」の説明を、中学校給食推進室担当課長お願いします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、報告事項 No. 4 「中学校完全給食試行実施に関するアンケートの集計結果について」御説明いたしますので、資料をごらんください。

はじめに、I 「アンケートの概要」でございますが、このアンケートの目的は、「市立東橋中学校における完全給食試行実施の質的向上と円滑な全校本格実施に向けた課題把握を目的とする。」ものでございます。

「調査対象」でございますが、平成28年2月現在、市立東橋中学校に在籍する生徒及びその保護者並びに同校教職員を対象といたしました。

「調査内容」でございますが、生徒・保護者・教職員にそれぞれのアンケート用紙を作成し、それぞれの設問項目を設定いたしました。生徒用といたしましては、大別して、給食について、マイはしについて、献立表等について、配膳について、給食時間について、食事のマナーや食べ物についての6項目、保護者用といたしましては、中学校給食について、食育について、献立表等についての3項目、教職員用といたしましては、中学校給食について、食育についての2項目でございます。

「調査期間」は、平成28年2月12日から同月19日まで、「調査方法」は、「無記名回答方式」でございます。

次に、II 「配布・回収状況」でございますが、全体で1,969人に配布いたしまして、1,468人から回収させていただき、回収率は74.56%ございました。

次に、各項目の集計結果につきまして、御説明させていただきますので、資料2枚目をお開きください。

Ⅲ「集計結果」でございまして、生徒用の集計結果について御報告いたします。

はじめに、問1「給食はおいしいですか」につきましては、「おいしい」が学年全体で59.1%でございました。これに「どちらかといえば、おいしい」の34.6%を合わせますと、全体では93.7%の結果が得られました。一方、「どちらかといえば、おいしくない」、「おいしくない」との回答が合計で5.8%あり、問2でその理由を伺ったところ、「味が合わない、おしくない」、「味が薄い」や「味が濃い」など味に関すること、また、「好き嫌いがある」や「弁当の方がよい」などの意見がございました。

次に、問3「給食の量はどうか」につきましては、「多い」、「やや多い」が合計で27.9%、「ちょうどよい」が39.9%、「やや少ない」、「少ない」が合計で32%でございました。

2ページをお開きください。次に、問4「給食の「味付けはどうか。」につきましては、「ちょうどよい」が学年全体で81.1%、「やや薄い」、「薄い」が合計で11.3%、「やや濃い」、「濃い」が合計で7.2%でございました。

次に、問5「給食で出された食べ物は、残さず食べていますか。」につきましては、学年全体では、「いつも残さず全部食べている」が74.6%でございました。また、「ときどき残す」、「いつも残す」が合計で25%あり、問6でその理由を伺ったところ、「嫌いな(苦手な)物があるから」が130件、次いで、「給食時間が短いから」が87件ございました。また、その他の理由としては、「量が多いから」との記述が22件ございました。

3ページをお開きください。問7では、給食を「ときどき残す」、「いつも残す」と回答した生徒に対し、残す食品について伺ったところ、主食である「ごはん」を残すと回答した生徒が最も多く、次いで、牛乳やパン、野菜が入ったおかずとの結果でした。

次に、問8「中学校給食が始まったことについて、どう思いますか。」につきましては、「よい」、「どちらかといえばよい」が学年全体で77.8%という結果となり、学年別では、学年が下がるほど「よい」の回答が多くなりました。一方で、「どちらかといえばよくない」、「よくない」は合計で21.0%でした。

4ページをお開きください。問9では、中学校給食が始まったことについて、「よい」、「どちらかといえばよい」と回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「温かいものが食べられるから」348件、次いで、「家の人がお弁当を作らなくてよいから」274件、「おいしいから」247件、「献立に変化があり、いろいろな食物をバランス良く食べることができるから」が231件ございました。

次に、問10では、中学校給食が始まったことについて、「どちらかといえばよくない」、「よくない」と回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「家からの弁当の方がよいから」が112件、次いで「準備や後片付けが大変だから」が79件ございました。

5ページをお開きください。問11からは、「マイはし」についてでございます。

問11「はし等を忘れずに持ってきていますか。」につきましては、「いつも忘れずに持ってきている」が学年全体で78.1%という結果でした。なお、学校では、はしの持参を忘れた生徒に対し、割りばしを貸与して、給食をしっかりと食べられるよう、対応していると伺っております。

次に、問12「はし等を自分で洗っていますか。」につきましては、学年全体では、「いつも家の人に洗ってもらっている」が49.7%、「いつも自分で洗っている」、「ときどき自分で洗ってい

る」が合計で49.1%という結果でした。

次に、問13では、「マイはし」の制度について、どう思うか、記述式で伺ったところ、「よい」との記述が238件、次いで「面倒」との記述が154件でした。

6ページをお開きください。問14からは、「献立表などについて」でございます。

問14「学校で配布される「献立表」や「給食に関するお便り」を見ていますか。」につきまして、学年全体では、「いつも見ている」、「ときどき見ている」が合計で65.6%、一方で「ほとんど見ていない」、「まったく見ていない」が合計で32.6%の結果でした。

次に、問15では、献立表や給食に関するお便りを「ほとんど見ていない」、「まったく見ていない」と回答した生徒に対し、その理由を伺ったところ、「興味関心がないから」174件、「見る必要性を感じないから」が180件という結果でした。また、「その他・改善策」では、「絵を入れてわかりやすくしてほしい」との記述が4件ありました。

7ページをお開きください。問16「小学校での給食も含め、いままで食べた給食で、好きだった献立は何ですか。」につきましては、表のとおり人気のあった献立から順にまとめておりますので、後ほど御参照ください。

問17は、「配膳」についてでございます。「給食の配膳方法や配膳台などの使用する器具について、困ったこと（大変なこと、不便なこと）はありますか。」につきましては、学年全体では、85.3%が「ない」との回答でしたが、一方で12.0%が「ある」と回答し、その具体的な意見として、「食器が扱いにくい、重い、割れやすい」などの記述がございました。

8ページをお開きください。問18からは、「給食時間について」でございます。

問18「給食時間について、どう思いますか。」につきまして、現在の東橘中学校では、給食時間を35分間と設定しておりますが、集計結果では、学年全体で、「短い」が58.7%、「ちょうどよい」が36.7%という結果でした。なお、学年別では、学年が上がるにつれ、「短い」の割合が減少し、「ちょうどよい」の割合が増加する結果となりました。

次に、問19「給食の時間は、楽しいですか。」につきましては、学年全体では、「楽しい」、「どちらかといえば楽しい」が合計で85.5%という結果となりました。一方、「楽しくない」、「どちらかといえば、楽しくない」が合計で12.4%でございました。

次に、問20は、「食事のマナーや食べ物について」でございます。「食事のマナーや食べ物について、家の中で話題になることはありますか。」につきましては、各学年とも「ほとんど話題にならない」という回答が半数近くを占め、学年全体では、52.7%でございました。「よく話題になる」、「ときどき話題になる」が合計で45.2%でございました。

9ページをお開きください。最後に、中学校給食についての意見・要望についてでございますが、学年全体では、「献立の種類を増やしてほしい」との記述が171件ございました。また、問18「給食時間について、どう思いますか。」の問いに対し、58.7%の生徒が「給食時間が短い」との回答がございましたが、同様に、給食時間が短いが129件ございました。その他の回答につきましては、後ほど御参照ください。

なお、11・12ページにつきましては、各設問の選択肢「その他」の自由記述欄の回答をまとめておりますので、こちらも御参照ください。

次に、保護者の集計結果について御報告いたします。

はじめに、問1「中学校給食が始まったことについて、どう思いますか。」につきましては、各学年の保護者とも8割以上が「よい」と回答し、学年全体では、「よい」、「どちらかといえばよい」

が合計で97.1%でございました。また、問2で理由を伺ったところ、全体では、「中学生の栄養バランスに配慮されているから」が305件、次いで、「お弁当を作らなくてよいから」が212件という結果でございました。

2ページをお開きください。問3では、問1で、「どちらかといえばよくない」、「よくない」と回答した理由を伺ったところ、「量が少ないと思われるから」が最も多く、全体では8件でございました。

問4からは、「食育について」でございます。問4「食育について関心がありますか。」につきましては、学年全体では、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」合計で93.0%という結果でございました。なお、平成25年12月に実施した「中学校における昼食についてのアンケート」の集計結果では、対象（対象：中1保護者1,783人・小6保護者454人）や給食実施の状況が異なりますが、同様の設問に対し、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」は合計で75.6%でございました。

3ページをお開きください。問5「日ごろ、お子様の食習慣について、心がけていることは何ですか。」につきましては、各学年とも「規則正しく1日3食食べる」の割合が多く、全体では、318件という結果でした。次いで、「食事内容にかたよりの無いようにする」が256件、「食事マナーや作法」が161件でございました。

問6「日ごろのお子様の食習慣などについて、心配していることは何ですか。」につきましては、「偏食（好きなものだけ食べる）」が234件、「欠食（朝食抜きなど）」が84件、「過食」が47件でした。一方、「特にない」は215件でございました。

4ページをお開きください。問7からは、「献立表などについて」でございます。

問7「学校で配布される「献立表」や「給食のおたより」を御家庭でごらんになっていますか。」につきましては、学年全体では、「見ている」、「ときどき見ている」は合計で78.3%の結果でございました。また、問8では、配布された献立表を、「献立や食材を確認している」、「家庭での食事作りの参考にしている・メニューが重ならないようにしている」との回答が多くを占めました。また、「ほとんど見ていない」、「まったく見ていない」は合計で18.8%の結果となり、その理由といたしまして、問9では、「配られていることを知らない」が42件、「特に見る必要がない」が39件という結果でございました。

5ページをお開きください。最後に、中学校給食についての意見・要望についてでございますが、「よい」との回答が66件、「量が少ない」が40件ございました。その他の回答につきましては、後ほど御参照ください。また、6ページには、各設問の選択肢「その他」の自由記述欄の回答をまとめておりますので、こちらも御参照ください。

次に、教職員の集計結果について御報告いたします。

教職員に対しましては、「生徒の食べ残し状況」や「中学校給食を活用したさらなる食育の充実のために、今後、特に重視して進める必要があると思うこと」などについて伺いました。

その中で、問3におきまして、食物アレルギーを有する生徒への対応について伺ったところ、回答のあった55名のうち4名が「十分に組み立てているとはいえない」との回答があり、その理由として、問4では、「クラス担任が遅れてしまう場合、目が行き届かないことが想定される」との記述がございました。このことは、ただちに学校にも伝え、改善を要請したところでございます。

また、資料右ページ問5でございますが、「中学校給食を活用したさらなる食育の充実のために、

今後、特に重視して進める必要があると思うことは、何ですか。」につきまして、「家庭や地域と連携した食育の推進」24.3%に次いで、「食物アレルギー対応など個に応じた指導の充実」が17.5%との結果でした。

2ページには、各設問の選択肢「その他」の自由記述欄の回答をまとめておりますので、こちらも御参照ください。

この度のアンケート全体を通しまして、中学校給食実施について概ね良好な結果が得られたものと考えております。一方で、生徒から複数の設問にわたり「給食時間が短いこと」が挙げられ、保護者の回答を見ますと、生徒の食習慣について「偏食」や「欠食」などの心配があることがわかりました。

今後、こうした課題等につきまして、学校とも連携を図りながら、試行期間を通じて改善に向けた取組を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましても、平成28年12月までの試行期間において、機会を捉えて、試行給食の評価・検証を進め、市立東橋中学校における完全給食試行実施の質的向上と今後の円滑な全校本格実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

ありがとうございました。この件につきまして、御意見等ありますか。

【濱谷委員】

御苦勞様でございましたという感じなんですけど、詳しく調査していただいてありがとうございました。でも、思ったより、子ども達も、保護者達も給食に対して、好評の感じなのかなというふうに見受けられました。

もう少し、弁当がいいとかいうのが多いかなと思っていたんですけど、そうでもなく、お箸の件も、それなりに自分達でも洗っている子たちがいたのかなという感じだったり、食事に対する前向きな姿勢が見えたので、それから先生方も、とても協力的で、アレルギーに対しても心配されている方がいるということは、本当に考えてくださっているなと安心した感じがしました。

アレルギーに対しては、中学生くらいになれば、自分でもしっかりと分かっていると思うので、生徒にもっとしっかりと指導していけばいいのかなと思います。

日々、外で友達と何かを食べたり、いろんな場面で自分なりに自分のことを守っていると思いますので、その辺については、先生方は初めてのことなので、御心配はすごくあると思いますし、何かあったら困りますので、きちっとしていかないといけないと思いますけれども、先生方に注意してもらえばかりじゃなく、生徒に、その辺の指導をして、自分はどういうことであるということを、お友達も分かるようにしていくことが大事なので、教室で、そういう話もしていくように進めていけばいいのかなというふうに思いました。

あとはこのまましっかり、進んでいくといいのかなというふうに思っていますので、御苦勞だとは思いますが、後、よろしくお願ひしたいと思います。

【高橋委員】

短時間にまとめていただき、ありがとうございます。

私も概ね良好な結果が出ているなど、これも頑張っていたから、学校現場も含めて、と思います。一方で、最後に分析された中で、大きく三つ、私も気になることがございまして、子ども達が、東橘中は35分とっているけれども、しかも登校時間を早めているけど、時間が短くて残してしまう。残す理由が、時間が短いからと結果が出ている。この辺りは、どういうふうに改善していくのかなと思うんですけれども、丁寧に改善の方向で行けたらな、時程との関係もあるので、非常に難しいかと思うんですけれども、ちょっと気になる場所がありました。

二つ目ですけれども、食育に関しましては、保護者の方で見て、これも、これからということもあるんですけれども、やっぱり、なぜ給食を進めたんだということを浸透をよりしていくような働きかけを、やっぱりしなきゃいけないのかなど。複数回答で弁当がなくなったからということも入ってきていますが、ここは丁寧に伝えていかないといけないんだろうと思います。

最後三つ目ですけれども、食物アレルギーに関しましては、多くのお子さんが中学生くらいになると、濱谷委員がおっしゃったとおり、自己の管理はできるようになってくると思いますが、現在、学校現場においては、支援級のお子さんも非常に増えてきておりまして、彼らは場合によっては、アレルギーを持っている場合もある。こういう方によっては、人手が必要になる。非常に短い時間の中で、やっていかないという中では、人手が必要になっていく場面もあるんじゃないかなと思いますので、その辺も踏まえて、アレルギーのところは研究していただけると、ありがたいと思います。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは、報告事項 No. 4 について承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、報告事項 No. 4 については承認といたします。

ありがとうございました。

報告事項 No. 5 川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針について

【峪委員長】

次に、「報告事項 No. 5 川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針について」の説明を、健康教育課長お願いします。

【健康教育課長】

川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針を先月2月に策定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

資料の1枚目、左側をごらんください。川崎市立学校における児童生徒の食物アレルギーの状況でございます。

今年度、小学校及び特別支援学校において、健康状態などを保護者に記載していただいた保健調査票により集計した結果、食物アレルギーを有する児童は4,309人、全児童数の約6%でした。学校給食において、牛乳の提供を停止している児童は488人、パンの提供を停止している児童は96人、原因となる食材を除去している児童は延べで570人、毎日弁当を持参している児童は37人でした。

食物アレルギー別児童数表をごらんください。生卵のアレルギーを有する児童が一番多く、次いで、加熱した卵、乳、ピーナッツの順でございます。

次に、学校生活管理指導表についてですが、アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒の症状等を正しく把握することが前提となります。そのために、アレルギー疾患を有し、学校において配慮や管理の必要な児童生徒の保護者に「学校生活管理指導表」を配布し、アレルギー疾患に関する情報や学校生活上の留意点等を主治医に記載してもらい、学校に提出していただくものです。学校における日常の取組みや緊急時の対応に活用するため、記載された内容を職員全体で共有することに保護者が同意する欄も設けています。今年度、「食物アレルギーあり」として提出されている児童生徒数は、表にありますように、小学校1052人、中学校68人、高等学校20人、特別支援学校8人でございます。

次に、アドレナリン自己注射薬、エピペンですが、これは、児童生徒のアナフィラキシー症状時に使用するものですが、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤です。エピペンの注射は、「医行為」となりますが、エピペンを自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって教職員が注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないとの見解が示されています。よって、児童生徒の安全・健康を守る視点から考え、本市においても、学校で教職員が人命救助の観点から緊急避難的にエピペンを使用することができるとしています。表は、エピペンが処方されている児童生徒数とその学校数です。右上のグラフは、平成20年度からのエピペンが処方されている児童生徒の人数の推移です。年々増加していることがお判りいただけるかと存じます。

次に、アレルギー疾患を有する児童生徒に対する国と本市の取組みです。

平成20年3月、文部科学省の監修のもと、財団法人日本学校保健会が、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りをめざして、先ほど御説明いたしました「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく取組を進めるよう示しています。また、食物アレルギーだけでなく、気管支ぜんそくやアトピー性皮膚炎などの疾患についての症状や治療法、配慮すべきポイント等も示されています。

このガイドラインを踏まえて、本市では具体的な対応の指針を示すものとして、平成21年3月、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」を策定いたしました。内容は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を活用すること、この管理指導表に基づいて個々の児童生徒にとって必要な対応について学校が具体的にどのような体制をとれるかどうか、校内検討委員会を開催し検討すること。エピペンの学校での取り扱い等についてまとめております。その後、平成25年3月、文部科学省から「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応等について」と題して通知がありました。平成24年12月、学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという事故が発生したことを受け、新入学や転入、教職員の人事異動の時期であることから、校内体制の再確認等、万全

の体制での対応に努めることとの内容でした。

本市におきましては、平成25年4月、平成21年3月に作成した「対応マニュアル」を改訂し、食物アレルギー症状を引き起こす原因となる「特定原材料」等を「献立表」や「加工食品の配合内容表」により確認することや、保護者からの情報把握、教職員の共通理解を図ることを追記しました。

資料の2枚目をごらんください。平成26年3月、文部科学省から「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」と題して、基本的な考え方が示されました。1として、先ほど御説明いたしました「ガイドライン」や「学校生活管理指導表」に基づく対応が重要であること。2として、教職員等に対する研修の充実を図ること。3として、献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組が必要であること。4として、エピペンの使用を促すための措置を講じ、危機管理マニュアルの整備が不可欠であること。5として、関係機関との連絡体制の構築等に努めること、としています。

さらに、平成27年3月、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定いたしました。

「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」として、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。ガイドラインに基づき、学校生活管理指導表の提出を必須とする。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。教育委員会等は、食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組みを支援すると定められました。

この指針を受けて、本市では、平成27年9月から本年1月まで「川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議」を開催し、小児科アレルギー専門医や学校医部会、PTA、各校長会等の代表者から意見を伺い、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにするためには、安全性を最優先し、組織的に対応することが不可欠であるとの考え方から、資料の右側にありますように、「川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針」を策定いたしました。

内容といたしましては、食物アレルギーについて対応できる組織等を設置する（学校長を委員長とし、年度ごとに委員を決定する）。学校での対応を求める児童生徒については、医師の診断による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を必ず求める。※症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。除去食対応食品は、表示義務のある特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば）とし、代替食対応は行わない。※本市の学校給食では、かに、落花生、そばは使用しない。小・特別支援学校においては、施設設備、人員等を考慮し、上記7品目を上限として対応する品目は各学校で検討し決定する。食べるか食べないかの二者択一とする。アレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない（除去すべき複数原因食材全てを除去した料理一種類のみ調理し、全ての該当アレルギー児童生徒に共通して提供する）。高等学校定時制の夜間給食については、除去食対応はしないが、必要に応じてアレルギーの原因となる食物等の使用について情報提供を行う。事故防止徹底のため、全ての事故及びヒヤリハット事例の報告を求める、といたしました。

また、実施時期といたしましては、平成28年4月から実施する。ただし、小学校・特別支援

学校につきましては、対応できる学校から順次実施し、平成29年4月には全校実施とする、といたしました。これは、完全給食を実施している小学校・特別支援学校において、保護者に対しての周知や説明、管理指導表の提出に時間を要することに配慮したものでございます。

最後に、今後の予定ではございますが、平成25年4月に改訂いたしました「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」につきまして、この対応方針に基づき、今月末までに改訂し、各学校に周知することとしております。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

この件についていかがですか。

【高橋委員】

ありがとうございます。すごく繊細な配慮が必要なんだと改めて認識できたんですが、例えば1ページ目のエピペンの処方者数だけを見ても、非常に小学校は顕著に増えているんですけども、もしかしたら減っているところはない訳ですよ。もしかしたら中学校給食がはじまってくると、今はお弁当だから、同値みたいなことも多少は予想されて減ることはないだろうと、ただ一方で非常に対応、配慮しないといけないお子さんが増えている一方で、文科省が無理な、人員が限られているから、配慮は、無理な対応は行わないでねというのを前提に組織化されるということですが、実際に対応する子が増えているから、これは運用は確かにするんですけど、マンパワー的にどうなんだろうかというのが、非常に恐らく中学校も、もうちょっと増えるんじゃないだろうか。これが運用に乗るということは、やるということだと思うので、この辺は、どんなふうに運用するとき、何とか頑張ってくださいとなるんですかね。

【健康教育課長】

学校としては、組織的に行っていくと書いてあります。学校の学級担任、それから養護教諭、栄養士、それから管理職を含めて対応していくという方針でこれを定めておりますので、そういった中で、対応する生徒は、恐らく増えていくだろうと、考えられるのですが、間違いのないように対応できるようにということで定めるものでございます。

【高橋委員】

なんかその、例えば、なかなか教育の関係じゃない方たちに、この課題というか現状というのは、なかなかあえて、それがでるわけじゃないから、増えているんですとか、現状でマンパワーをもって対応してください、というのは、なかなか知られていないわけですよ。一方で、すごく命に関わることでというのは、全庁的に、この課題というのは取り組んでいかないといけないんじゃないかなど。実際、マンパワーが必要だという話だと思うので、そういう共有というか、ぜひ命に関わることでありますから、やっていただけるといいなと思います。

【教育長】

今回、御家庭に十分に理解していただかなければいけないのは、文部科学省の方から、この学校給食における食物アレルギー対応指針というのが、27年3月に出されましたので、この中で、

先ほど説明がありましたとおり、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を提供するか、しないかを原則とする。ですから、今まで除去食にあたるようなものを、学校でお子さんの状態に合わせて作成している状態があったわけですが、今後、今委員がおっしゃられたように、人数が増えるということも予想されますので、細かな除去食の作成というものが極めて難しくもなりますので、この文部科学省が出した対応指針に則って、原因食物の完全除去対応という形で、対応させていただきたいと考えております。

ですから、これまで小学校で、もう少し丁寧にやってくれたんじゃないのと、お声がひょっとしたら出るところもあるかもしれませんが、あくまでも何よりも、この安全性確保というところを最優先にしなければいけませんので、ここは理解をいただきたいと思っております。

【濱谷委員】

ずっと今までも、御家庭に配っている献立表には、この食材が入っていますよとか、なんなのかとかは、すべて書き込んで、この日の献立には入っているのかというのが分かるようにしていたと思うんです。

ですからアレルギーの届けを出してくださった方々には、それぞれの栄養士が、やっぱりもっと細かく、このスープには卵が入っていますよとか、この何とかに卵を使っていますよとかいう形で、この日のメニューのこれが、うちの子は駄目だなというのが分かるようにしてお渡ししていたので、今までと同じように対応していく。今までは卵くらいは除去ができるかなという感じでスープの卵を入れないうちに3人分取っておいてという感じで、対応していた学校もありましたけれども、その辺が、今後、どういうふうにしていくかということかなと思うんですが、間違えていれちゃったら、その日は、その子達は食べられないとか、結構、今までもあったかと思うんです。

でも、そういうことを保護者達がしっかりと分かってもらった上で、大量調理をしている現場を分かってもらった上で、お話をしっかりとしていたかなと思うので、丁寧に保護者に対応していくしかないということは、ずっと続けることしかないことで。

そういう完全にできないようなことはしなくていいよと言ったら、変な言い方ですけど、文科省では、そういうふうな書き方を、最近している訳だから、その辺を受け止めて、危ないことはしないで、それが分かるようにしっかりとあげるといふふうにしていけばいいのかなと私は思います。

今までは、できる範囲でやりましょうというふうに文科省も言っていたので、極力していたんですよ。卵のアレルギーが3人いるから、そこは除去していた。次の年になったら、小麦の子が入ってきた。大豆の子が入ってきた。いろんな複雑に組み合わせになってきて、人数が増えましたという時に、今までと同じことができるかという、できないことが出てくるので、私の場合は、アレルギーのある子のお母さんたちを集めて、今年はこれだけこういうふうになりましたから、今まではやっていたけど、いかんせん、給食員は5人しかいないので、無理ですという話をしたり、一つだけ、これだけはできるかもしれないから、その日だけは、連絡をきちんとしますねというような感じで、対応していたんですけど、やっぱり給食室じゃ、もう5人しかいない調理員は、最後の仕上げの時は、すごく忙しいので危険は伴うんですね。だから文科省がこういうふうと言ったということは、全体に危ないことはしない方がいいんじゃないかという形で、示したのかなと思うので、保護者の方も、その辺は分かるかなと思います。

保護者にきちんと説明が一番かなっていうふうに思います。そこだけが気になりますけど、丁寧に説明していくしかないので、分かっていたらいいかな。

中学校給食もスタートしますが、本当に卵アレルギーなんかは、一年の時は、すごく重かった子が、二年、三年となるにつれて、徐々に緩和していくというのか、もう一回、検査してきてくださいといったら、もう食べれるようになりましたというのが、結構あるので、中学生くらいになると、だんだん少なくなってくるのかなと思います。ですから、その辺も丁寧に保護者に聞きながら、きちんと出してもらって、一緒にやっていくというつもりで、やっていけばいいのかなと思います。

【教育長】

確かに、なぜ変わったといいたまいますか。対応に変更があったという理由を御理解いただくことが大事になりますよね。

【濱谷委員】

危険がやっぱり伴うので、給食室の大変さも、そういう方たちには、忙しいところを窓から見てもらったこともありましたが、本当に最後の仕上げの時なんか、大変なんですよ。千食分くらい扱っているような学校は。だから、この中で一人分取ってというのは、ちょっと難しいねというのが、お母さんたちにわかれば、「今日、入れちゃってすみません。混ぜちゃったので。今日はスープなかったんですよ、この子は」という電話をすぐにしてしまったけれども、「いいです。いいです。大丈夫です。」という感じで、お母さんたちとのコミュニケーションというか対応の仕方一つだと思うんですよ。だから最初から、入学した時から、そういう子のことをちゃんと考えていますよという姿勢で、お母さんたちに、そういう調査票を出してもらったら、一人ひとり面談をするとか、お話をするという丁寧さがあれば、私は、お母さんたちは理解してくれると思っています。

大変でしょうけど、よろしくお願いします。

【教育長】

そのところは、学校にも理解していただいて、ただ方針が変わったというだけではなくて、おっしゃられたことを丁寧に伝えるということ、お願いしたいと思います。

【峪委員長】

ひやり・ハットの事故防止ということで、10～30人ということで、必要かなと思うんですが、私が、一年前かな、どの自治体かは忘れたんですが、パソコンがすべての教室においてあって、子どものデータが入っていて、一方、献立も入っている。そうすると、それが照合されて、教務室の先生が、パッとやると、Aさんは今日は駄目とかが出るようになっている。そういうように組んである。それは対応したということ、教頭のところに集約され、何年何組Aさん、何年何組Bさん、対応した、対応終わりなどが出るというのを持っているというのがありましたよね。だから、その時には少し前にアナフィラキシーの子があったんですよ。与えられている食事は良かったんだけど、その子は、お替わりしたんだよね。そしたら違うものを食べたんだよね。それで大変なことになって、その後、そういう対応をしている自治体があったね。

また、献立表も、卵アレルギーの子どもについては、その献立表に、卵アレルギーの献立表で赤のマークがついている。小麦アレルギーの献立表は、小麦のところにマークがついている。それが子どもに配られる。親はそれを見て、あちこちにマークがついていると、この日は注意しないと、そして何よりも低学年はともかく、高学年と中学生は、自分がそういう体をしているんだということを自覚し、自分で食を選択するということが大事なんで、そういうものを手助けするためにも、情報をしっかり与える。教員のうっかりミスを防ぐためにも情報をしっかり伝える。そういうことも必要なと思います。子どもに対して「あなた、言ったでしょ」と、教員に対して「職員会議であれだけ言ったじゃないか」と言っても、やっぱりやっている間になってしまうと、というのがヒヤリ・ハットです。

【濱谷委員】

そうですね。

【峪委員長】

よろしいですか。それでは報告事項 No. 5 について承認よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは報告事項 No. 5 については承認いたします。

ありがとうございました。

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

次に、「報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長お願いします。

【庶務課長】

報告事項 No. 6 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項の内容について御説明いたします。平成28年3月1日付け事務局管理職人事異動1ページをお開きください。異動につきましては、課長級につきまして1名ございまして、勤労課長 松永修の御逝去に伴いまして、職員部勤労課〔制度・調整〕寺戸光樹担当課長を勤労課長として発令するものです。なお、寺戸勤労課長につきましては、従前から発令されておりました県費教職員移管準備担当との兼務につきましては、継続いたします。

本来、人事に関することにつきましては、発令前に教育委員会にお諮りするところですが、緊急な人事異動でございましたため、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関す

る規則第3条を適用し、本日の教育委員会におきまして承認をいただくものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御承認よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは報告事項 No.6 について承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは報告事項 No.5 については承認といたします。

ありがとうございました。

報告事項 No. 7 川崎市立高等学校における平成28年度入学者選抜にかかる採点の誤りについて

【峪委員長】

次に、「報告事項 No.7 川崎市立高等学校における平成28年度入学者選抜にかかる採点の誤りについて」の説明を、指導課長お願いします。

【指導課長】

それでは、2月16日に実施した平成28年度神奈川県公立高等学校入学者選抜共通選抜について、市立高等学校における採点の再点検の結果を御報告いたします。

1の概要ですが、3月8日に、県教育委員会から県立高校の入学者選抜の採点に誤りがあることが判明したとの報告を受けたため、本市においても市立高等学校の入学者選抜の採点について、各学校が全受験者の全教科の答案用紙の小計及び合計の欄に誤りがないか再点検を実施しました。点検の結果、採点に誤りがあることが判明したため、さらに解答の正誤についても誤りが無いかを各学校が再点検いたしました。

2の再点検の結果、市立高校5校10課程のうち、5校5課程において16名の点数に誤りがあり、点数が変わることが判明しました。そのうち1名については、本来、合格とすべき受験者を不合格としておりました。その他の受験者については、合否判定に影響は、ありませんでした。内訳は、記載のとおりでございます。

3の対応ですが、本来、合格とすべき受験者については、合格とし、すでに、受験者と保護者に当該校の校長が説明と謝罪を行い、本人の意向を尊重して対応しているところでございます。

今後は、徹底した原因の究明を行い、再発防止に向けた取組を行ってまいります。

以上でございます。

【峪委員長】

御意見等ありますか。

【教育長】

今回は、大変、受験者の方には、御迷惑をかけてしまいまして、このことが本市の教育にも、信頼を損なうような大変大きな事態だと思っております。

今、報告がありましたように、なぜ、そうなってしまったのか、原因をしっかりと究明しまして、今後、こういうことが起こらないように各学校が取り組んでいただくように、こちらの方からしっかりと指示してまいりたいと思っております。

【濱谷委員】

丁寧に対応をするしかないですね、御本人には。
よろしく願いいたします。

【峪委員長】

それでは今、教育長からお話がありましたように原因究明を尽くすとともに再発防止のために、また今回2回調べていますよね。1回やってこういうことがあったのでまた調べていると。こういうことがなくても2回調べるということが。念には念を入れて、子どもの人生にかかわることですからよろしく願いしたいと思います。

それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 8 検定中教科書の閲覧にかかる事実関係の確認について

【峪委員長】

次に、「報告事項 No. 8 検定中教科書の閲覧にかかる事実関係の確認について」の説明を、指導課長お願いします。

【指導課長】

教科書会社が、検定中の教科書を教員に見せて意見を聞いた事案について、事実確認を行い、神奈川県を通じて文部科学省に報告した最終結果について、御報告いたします。

まず、類型1の意見聴取等の対価を支払わなかった事案ですが、文部科学省からの調査依頼者4人のうち、閲覧の事実があった人が1人、閲覧の事実がなかった人が1人、不明が1人で、閲覧の事実があった1人は、採択への影響はなしということで1人となっています。別表1は、集計結果を表にしたものでございます。

次に、類型2の意見聴取等の対価を支払った事案ですが、文部科学省からの調査依頼者は、延

べ90人で、カッコ内は実人数です。「(1) 閲覧の事実」につきましては、記載のとおりです。
(2) の「①金品の受取等」は、謝礼、交通費、車代などで、教科書会社によって異なり、一人5千円から2万円程度でございます。「②採択に関与しうる立場の有無」についてですが、教科書採択の調査研究会の調査研究員となった人が13人で、「③採択への影響の有無」は、記載のとおりでございます。この、「採択への影響なし」としていますのは、本市の教科書採択は、調査研究会の調査研究員が、教科書の内容や、構成、分量、表記、表現などを調査研究し、報告書を作成して、教科用図書選定審議会に報告しますが、その報告では、教科書会社の順位を付けたり、推薦するという事はしておりません。また、教科用図書選定審議会は、その調査研究会の報告書について審議を行い、教育委員会へ答申します。最終的には、教育委員会会議で、教科用図書選定審議会からの答申を参考に、教育委員の一人一人が実際に各教科書を調査し、審議して採択していることから、「採択への影響なし」としております。

別表2は、集計結果を表にしたものでございます。今後は、教員に対して、教科書事務の流れについての理解を図るなど、注意喚起し、公平性、透明性の確保を徹底してまいります。以上でございます。

【峪委員長】

この件につきまして、御意見等ありますか。

【吉崎委員】

文科省から実質77人延べ90人ですね。これは神奈川県の中でも、相当に多い方ですか。政令指定都市もいろいろありますけど。

【指導課長】

そうですね。横浜市はと川崎市は、規模は横浜市の方が大きいのですが、割合的には、川崎市と横浜市の割合で比較すると、川崎市の方が多いです。

【峪委員長】

実人数は、横浜市の方が多いい。

【吉崎委員】

もちろん。横浜市の方が人数が多いですからね。それは、どういう原因がありますか。考えられますか。

【指導課長】

考えられることとしましては、教科書採択の採択地区が、川崎市は、政令市では唯一4地区ありまして、他の都市は、横浜市も含めて、1地区となっていて、調査研究員というのは、地区ごとに選出してありまして、川崎市は4地区ありますので、地区ごとに教科ごとに、川崎の場合は1地区3名選出してあります。

【教育長】

ただ、誤解のないようにしていただきたいのですが、調査研究員が誰なのかということは、秘密にしておりますので、そこは、私どもはしっかりと管理しておりますので、そこに教科書会社が、調査研究員だからということで、働きかけていることはないと考えております。

【指導課長】

教科書の検定の申請をするときは、教科書採択する前年なんですね。検定本として認められてから、それから調査研究員というものを決めていきますので、検定中の教科書を見ている時点では、調査研究員になるかどうかは分からないということでございます。

【吉崎委員】

通常、白表紙のものですよね。白本という。

それを受けて、文科省に出すやつですよね。もう一回訂正をして。訂正が終わったやつですか。前後は、どうなっているんですか。

【指導課長】

検定中のものなので、見たものが訂正前なのか、後なのかは把握しておりません。

【吉崎委員】

つまり、私が質問したいのは、教科書会社の方は、やはり使い勝手の良さというのを重視して紙面をおこしていますよね。それを踏まえての、たぶん訂正をされるんだと思いますので、文科省のチェックもありますが、現場サイドの意見が聞きたかったというのは、そういうこともあると思うんですけれどもね。ちょっと行き過ぎたということなんでしょうけどね。

あともう一点。特にどの教科とか特徴はあるんですか。小中学校の延べ人数は出ていますが、ほぼ同じ人数になっていますけど。

【指導課長】

出版社は分かりますけど、教科は分かりません。

【峪委員長】

いずれにしても採択の細則には、出版社が見せてはならないとなっているんですか。

【指導課長】

確認のため、条文を読み上げさせていただきます。

教科用図書検定規則実施細則に定められておりまして、その中の一文に「申請者は」とありまして、申請者とは検定を申請している教科書会社です。「申請者は、文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。」と、教科書会社に、教科書会社以外の者が知らないように適切に管理をなさいという規定になっております。

【峪委員長】

つまり、教科書会社に管理義務を負わせている訳ですよ。ただども管理しなかった。それでは他にないようすがよろしいですか。それでは報告事項 No.8につきまして、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

8 議事事項 I

議案第69号 川崎市青少年の家の利用料金について

【峪委員長】

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第69号 川崎市青少年の家の利用料金について」の説明を、生涯学習推進課長、こども本部青少年育成課課長補佐お願いします。

【生涯学習推進課長】

それでは、議案第69号につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。川崎市青少年の家につきましては、平成28年4月1日から、株式会社東急コミュニティーが代表者となる川崎フィールズパートナーズが指定管理者となりますが、本議案は、川崎市青少年の家条例第10条第3項の規定に基づき、平成28年4月以降の指定管理者が定める利用料金の額について、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課担当課長補佐より御説明申し上げます。

【こども本部青少年育成課課長補佐】

よろしく申し上げます。

1ページ目にお戻りください。青少年の家の利用料金についてという資料でございます。結論を先に申し上げますと、「1 施設利用料」の中にございます「宿泊利用料」、「日帰り利用料」いずれも現在の利用料金と変更の予定はございません。そのままの利用料で、4月以降も利用いただける予定となっております。

また、「2 施設利用料」につきましても、現行から変更なし。こちらの方は、条例上、お金をとっていいことになっているんですが、無料ということで、今後も提供させていただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

参考までというところで、2ページ目をごらんください。

こちらの方は、条例に定めのない事項ということで、御報告になるんですが、食事料金につき

ましては、新しい管理者の方から提案いただいております、各食ともプラス40円ほど上げたいというお話をいただいております。

こちらについては、人件費等が上がっているということもありまして、一定程度、これについては、認めていく方向でございます。ただ私どもといたしましては、人件費等は理解するところであるんですが、やっぱり基本的に、中身の充実をしっかり見ていきたいと考えておりますので、この内容で進めさせていただきたいと思っております。

その他、現行より変更はございません。

あわせて、一点、追加なんです、1月26日教育委員会定例会におきまして、御審議を既に頂いている川崎市青少年の家条例につきまして、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正案が提案されております。

現在の議会におきまして、改正条例案が可決されますと、義務教育学校の前期課程、後期課程について、それぞれ該当の規定に加えられる整備が、来年度4月1日に行われますので、多少文言の整備がございます事を申し添えます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

【生涯学習推進課長】

なお、1月26日の教育委員会定例会にて御審議をいただいたところでございますが、川崎市青少年の家条例につきましては、平成27年第1回市議会定例会におきまして、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一部改正が予定されており、今議会におきまして改正条例案が可決されますと、義務教育学校の前期課程、後期課程について、それぞれ該当の規定に加えられる整備が、施行期日を平成28年4月1日として行われますことを申し添えます。御説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

【峪委員長】

何かありますでしょうか。

ないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 議事事項Ⅱ

議案第70号 人事について

【峪委員長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

人事案件となりますので、教育委員、教育長、職員部長、教職員課長を除いて、退出をお願いします。

それでは、「議案第70号 人事について」の説明を、教職員課長お願いします。

教職員課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第70号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(16時45分 閉会)